

お知らせ

同時発表先：	合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、 岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、 山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

改正建設業法等に関する説明会を開催します

～今国会で成立した改正法に関する説明会の参加者を募集します～

今般、建設業の「働き方改革」を進め、将来の担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正が行われました。これらの改正の内容について説明会を開催します。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）（以下、「入契法」）が、令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、一部の規定を除き公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十五号）が成立したことも踏まえ、建設業法及び入契法の改正内容について周知徹底を図るため、下記のとおり説明会を開催いたします。

1. 開催日時：**令和元年7月23日（火）** 14時00分～16時00分

2. 会場：広島合同庁舎 1号館附属棟 2階大会議室（別添案内図参照）

3. 対象：建設業関係者（行政書士含む）及び各県・政令市行政担当者

※定員200名

※法人・個人は問いません。また、建設業関係団体への加盟・非加盟は問いません。

4. 参加申込み：参加を希望される方は別紙『参加申込書』に必要事項を記載の上、

令和元年7月12日（金）までに、FAXにてお申し込みください。

※参加申込者多数の場合は、先着順とし、定員になり次第、締切りとさせていただきます。
※定員超過のため出席をお断りする場合は、連絡させていただきますが、連絡がない場合は出席可能です。
※会場の都合により、各団体等2名様までの申込みとさせていただきます。

5. 取材について：報道関係者で傍聴を希望される方は、当日会場受付までお越し下さい。

※カメラ撮影は冒頭のみでお願いします。

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

【担当】建政部 計画・建設産業課長 牧野 健二（内線6121）

建政部 計画・建設産業課長補佐 森本 眞宏（内線6142）

【広報担当窓口】 広報広聴対策官 岩下 恭久（内線2117）

企画部環境調整官 坂本 泰正（内線3114）

(別紙)

国土交通省中国地方整備局建政部 計画・建設産業課 行
FAX 082-511-6189

参加申込書

(改正建設業法等に関する説明会)

団体等名		
所在地	〒 -	
出席者	所 属	氏 名
	(所属・氏名)	
	(所属・氏名)	
担当者	所 属	氏 名
	(ふりがな)	
	(所属・氏名)	
TEL		
FAX		

- ①本申込書に必要事項を記入のうえ、令和元年7月12日(金)までに、FAXにてお申し込みください。
- ②参加申込者多数の場合は、先着順とし、定員になり次第、締切りとさせていただきます。
※定員超過のため出席をお断りする場合は、連絡させていただきますが、連絡がない場合は出席可能です。
※会場の都合により、各団体等2名までの申込みとさせていただきます。
- ③ご記入いただいた個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理します。
本説明会以外の目的に使用することはありません。
- ④当日は、公共交通機関をご利用ください。
- ⑤当日は、FAXで送信した本申込書を持参し、受付に提示してください。

説明会は、13:30開場、14:00開始 です。

別添

会場案内図（改正建設業法等に関する説明会）

会 場： 広島市中区上八丁堀6番30号
（広島合同庁舎 1号館附属棟 2階大会議室）



会場にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

【交通案内】

- 広島駅バスのりばはBホーム8又は9番です。合同庁舎・広島バスセンター経由のバスに乗りください。
- 合同庁舎前バス停で下車してください。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

＜審議の経緯＞
R1.5.28 衆議院本会議決(全会一致)
R1.6.5 参議院本会議決(全会一致)
R1.6.12 公布

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

＜時間外労働の上限規制＞

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回る事の出来ないもの:
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

＜年齢構成別の技能者数＞



法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。 また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

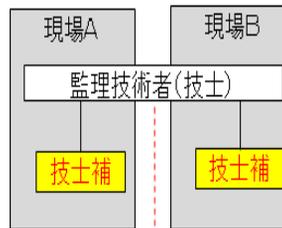
- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

2. 建設現場の生産性の向上

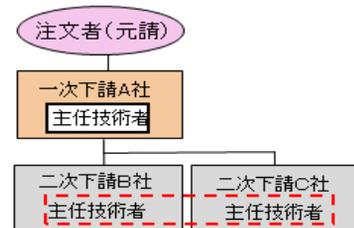
(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
 - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

＜元請の監理技術者＞



＜下請の主任技術者＞



(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。
 - ※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経營業務管理体制を有することを求めることとする。
- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

【目標・効果】

建設業における働き方改革の実現を通じて、女性や若年層など将来における担い手を確保

(KPI)・建設業入職者数: 4万人(2017年度)→5.5万人(2023年度) (1.5万人純増)

・技術者・技能労働者の週休2日の割合

: 技術者8.5%(2017年度)、技能労働者47%(2018年度)→原則100%(2024年度)

・下請代金のうち、少なくとも労務費相当分を現金払いとする割合: 91.4%(2018年度)→100%(2025年度)

●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

<審議の経緯>
R1.5.28 衆議院本会議可決（全会一致）
R1.6.7 参議院本会議可決（全会一致）
R1.6.14 公布・施行

背景・必要性

1. 災害への対応

- 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

2. 働き方改革関連法の成立

- 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

3. 生産性向上の必要性

- 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

4. 調査・設計の重要性

- 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】 災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ① 緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ② 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③ 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

2. 働き方改革への対応

【基本理念】 適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【発注者の責務】

- ① 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ② 公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③ 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

【公共工事等を実施する者の責務】 適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

3. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

5. その他

(1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 **【発注者の責務】**
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用 **【基本理念】**

(3) 公共工事の目的物の適切な維持管理 **【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】**

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正